

●1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回10日発行●

ISSN 0911-9396

関西労災職業病

関西労働者安全センター

2006.1.10発行〈通巻第356号〉 200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278

郵便振替口座 00960-7-315742

近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284

E-mail : koshc2000@yahoo.co.jp

ホームページ : <http://www.geocities.jp/koshc2000/>



●問題だらけの石綿新法

患者と家族の会が12/15省庁交渉で厳しく追及 2

●クボタ・アスベスト公害

謝罪と補償へ、一步前進 12

●'06プライムシステム連続講座のご案内 14

●アスベスト報道ダイジェスト2005年12月 17

12月の新聞記事から／19

表紙／アスベスト対策基本法を求める署名1,461,730筆達成、国会へ提出
(2006年1月23日)

'06 1

問題だらけの石綿新法

給付額、救済幅、労災時効・・・

患者と家族の会が12/15省庁交渉で厳しく追及



省庁交渉に臨む患者と家族の会の
メンバーたち

対応する政府担当者たち

11月29日、第4回アスベスト問題に関する関係閣僚による会合が開かれ、石綿による健康被害の救済に関する法律(仮称)、いわゆる「石綿新法」の法案大綱が決定された。

「アスベストによる健康被害については、現行の労災保険法や公害健康被害補償法の枠組みでは救済できない者が存在すること、かつ、潜伏期間が非常に長期にわたり、ばく露に係る特定が困難であること等を踏まえ、新たな法的措置により救済の仕組みを構築する。」(第2回関係閣僚会合8月26日)との目的で作成作業が進められてきたものである。

大綱の骨子は、

1. 労災補償を受けられない石綿被害者を救済
 2. 国、自治体、企業の拠出で救済基金を創設する
 3. 労災保険に加入する全事業者から拠出金を徴収
 4. 石綿関連企業は一般事業者より徴収率を高く
 5. 医療費、療養手当、葬祭料、一時金を給付
 6. 労災補償が時効となった遺族に、労災補償に準じた給付
- 細かく言えばいろいろあるが、最大の問題点は「給付額が労災に比べ低すぎること」、「労災時効救済が不十分なこと」である。今

後、政府は法案化作業を進め、1月通常国会での成立、4月施行を目指している。

11月、12月の2度の省庁交渉で出された患者側からの要請、批判が生かされないままのスタートは問題を積み残した見切り発車になる公算が大きい。これに対して、患者と家族の会をはじめとする関係団体は通常国会をにらみつつ、すべてのアスベスト被害者の差別なき救済を求めて、100万人署名運動など取り組みを強めている。

法案大綱

まず、以下が大綱全文である。

石綿による健康被害の救済に関する法律（仮称）案大綱

第 1 目的

この法律は、石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿による健康被害に係る被害者等の迅速な救済を図ることを目的とすること。

第 2 指定疾病

この法律においては、指定疾病を定めるものとすること。

第 3 救済給付

1 救済給付の種類

この法律による給付（以下「救済給付」という。）は、次のとおりとすること。

(1) 医療費

(2) 療養手当

(3) 葬祭料

(4) 特別遺族弔慰金

2 認定

指定疾病にかかっていると認められる者（労災補償の対象者を除く。）の申請に基づき、当該指定疾病が石綿によるものである旨の認定を行うものとすること。

3 医療費の支給

2の認定を受けた者（以下「被認定者」という。）が当該認定に係る疾病について医療を受けたときは、当該医療に要する費用（自己負担分）を支給するものとすること。

4 療養手当の支給

療養手当は、被認定者の請求に基づき支給するものとすること。

5 葬祭料の支給

葬祭料は、次のいずれかに該当する者の請求に基づき支給するものとすること。

(1) 被認定者であって当該認定に係る指定疾病に起因して死亡した者の葬祭を行う者

(2) この法律の施行前に石綿による指定疾病により死亡した者の遺族（第5の対象者を除く。6においても同様。）

6 特別遺族弔慰金の支給

(1) 特別遺族弔慰金は、この法律の施行前に石綿による指定疾病により死亡した者の遺族の請求に基づき支給するものとすること。

(2) (1)の給付の支給に関する申請期間を設けるものとすること。

7 機構の活用

2から6までの業務の全部又は一部を独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）に行わせることができるものとすること。この場合において、機構は、申請に関する業務を機構以外の者（例えば保健所）に委託することができるものとすること。

第 4 費用

1 費用の徴収及び納付義務

(1) 政府は、救済給付の支給に要する費用及び事務の処理に要する費用に充てるため、次に掲げる者から費用を徴収すること。

ア 労働者を雇用する事業主

イ 船員を雇用する船舶所有者

(2) 政府は、救済給付の支給に要する費用及び事務の処理に要する費用に充てるため、一定の要件に該当する事業主から追加費用を徴収すること。

(3) (1) の事業主及び船舶所有者並びに(2) の事業主は、費用を納付する義務を負うものとすること。

2 費用の徴収方法

費用の徴収に当たっては、労働保険徴収システムを活用する(1)(1)アの事業主に限る。)ものとするほか、政府は、機構を活用することができるものとすること。

3 基金の創設等

(1) 機構は、救済給付の支給に要する費用及び事務の処理に要する費用に充てるために石綿健康被害救済基金を設け、1(1)及び(2)により事業主及び船舶所有者から徴収した費用をもってこれに充てるものとすること。

(2) 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、救済給付の支給に要する費用及び事務の処理に要する費用に充てるための資金を拠出することができるものとすること。

(3) 地方公共団体は、予算の範囲内において、機構に対し、救済給付の支給に要する費用に充てるための資金を拠出することができるものとすること。

第 5 労災補償を受けずに死亡した労働者の遺族に対する救済措置

1 石綿による指定疾病により死亡した労働者(特別加入者を含む。)の遺族であつて、時効により労災保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅したものに対し、その請求に基づき、同法に基づく給付に準じた遺族特別給付金を支給すること。

2 1の給付の支給に関する申請、決定及び給付は労働基準監督署長が行うものとすること。

3 1の給付の支給に関する申請期間を設けるものとすること。

4 1に要する費用は、労働保険特別会計労災勘定から負担するものとすること。

第 6 不服申立て

第3の認定又は救済給付の支給に関する処分に不服がある者の審査請求は、公害健康被害補償不服審査会に対して、第5の給付の決定に不服がある者の審査請求は、労働者災害補償保険審査官に対してすること。

第 7 その他

1 救済給付の支給に関して必要な経過措置を設けるものとすること。

2 この法律の見直しに関する所要の規定を設けるものとすること。

第 8 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。ただし、第3、第5及び第6は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から、第4の1及び2は平成19年4月1日から施行すること。

遠い「労災並み」

石綿新法によって集められた新たな資金(拠出金)は、労災以外の患者・遺族への給付に充てられる。

一方、労災時効救済のための金は、労働保険特別会計労災勘定、つまり、労災保険から出される。

「労災以外」には、公害、家族曝露、労災適用を受けられない職業曝露(一人親方、事業主で特別加入をしていない人、内職など)、日曜大工での石綿曝露などが含まれる。

政府、企業の石綿対策の不十分さが、救済、予防対策の不備を招いたのであるから、労災以外の場合でも、少なくとも労災補償と同等な給付をと求めてきたが、今のところ、その願いは斥けられている(下表参照)。

クボタの場合、クボタ労働者であれば、労災補償を受けた上、クボタの社内規定に基づいて、各種の上積み補償が支払われてい

る。

すなわち、クボタ社内規定では、労災補償のほかに、発病前の健康診断費用(交通費を含む)、休業補償の補填として給与の20%、差額ベッド代、家族看護料などが支給され、さらに、死亡に至ると合計で3000万円以上が支給されるといわれている。

ところが、周辺被害者に対しては、中皮腫の患者と遺族だけに、クボタが決めた基準に基づいて、「見舞金・弔慰金」と称する200万円が支払われているに過ぎない。これに、今回の石綿新法の給付が加算されることになるが、労災補償にすら遠く及ばない。

クボタのように原因企業が存在している場合は、直接に損害賠償を求める道が残されている。しかし、すでに原因企業が存在しない場合は、石綿新法だけということになり、労災以外の患者の中にも格差が生まれることになる。

石綿対策の不備が招いた被害である。

労災補償と石綿新法による救済の比較

配偶者と子供一人(被扶養者2人)・賞与除く年収500万円世帯の場合

	労災補償	新法による救済		労災時効事例の救済	
		右以外	法施行前死亡事例	死亡事例	生存事例
医療費	全額補償	自己負担分	なし	時効分の救済なし	
通院費	原則実費全額補償	なし	なし	時効分の救済なし	
休業補償	月額約33万円(平均賃金の80%)	療養手当として月額約10万円	なし	時効分の救済なし	
葬祭料	約82万円(平均賃金の30日分+31.5万円または60日分)	一律約20万円	一律約20万円	なし	—
遺族一時金	一律300万円	なし	280万円の一時金	なし	—
遺族年金	約275万円(被扶養等遺族1人で平均賃金の153日分、2人201日分、3人223日分、4人以上245日分)	なし	なし	一律年額240万円	—
就学援助費	保育園・小学校で月額12,000円～大学38,000円	なし	なし	なし	—

労災時効多発の責任

クボタ・アスベスト被害発覚以来、時効で請求権を失った方の労災相談が相次いだ。全国の安全センター関係だけで早い時期に100件を超えており、全国的に顕在化した時効事案は膨大な数にのぼった。

こうした状況を反映して、石綿新法での救済に労災時効遺族の救済が盛り込まれることになったが、大綱に示された案は、これまで患者・家族が要求してきたものとはかけ離れたものとなっている。

なぜ、労災時効という問題が起きたのか？

アスベストの危険性と健康障害について

企業と政府が労働者に情報を伝えてこなかったこと、肺ガン・中皮腫の発症までの潜伏期間が何十年と非常に長く、アスベストを吸ったことすら思い出せない、考えつかない患者、家族が多くなったこと、会社が消滅していたり、当時の関係者がいないと言われて泣き寝入りしてしまっていた例が多いこと、などが原因である。

被害者には何ら責任がなく、政府と企業に時効発生の責任があることは明らかなのである。

クボタ被害発覚以降の時効多発はマスコミも注目、民主党は救済法案を提出した（残念ながら、総選挙勃発のため廃案。）。

過去においても、全国安全センターが毎年行っている厚生労働省交渉ではアスベス

アスベスト（石綿）関連病にかかりながら、時効のため労災請求権を失ったケースが、29日現在、東京や大阪などの患者支援団体に寄せられた相談だけでも82人分に上ることが分かった。うち62人は遺族補償を含め、すべての補償請求が時効になつた。これは01年度の石綿関連がんの労災認定数（54人）を上回り、民主党政は同日、潜伏期間が長い被害者は時効を超えて労災請求できる法案を衆院に提出した。

関西労働者安全センター（大阪市）などがまとめた「労災時効は死日の翌日から5年、治療や休業は翌日から2年、82人は中皮腫や肺癌や肺

アスベスト（石綿）関連病にかかりながら、時効のため労災請求権を失ったケースが、29日現在、東京や大阪などの患者支援団体に寄せられた相談だけでも82人分に上ることが分かった。うち62人は遺族補償を含め、すべての補償請求が時効になつた。これは01年度の石綿関連がんの労災認定数（54人）を上回り、民主党政は同日、潜伏期間が長い被害者は時効を超えて労災請求できる法案を衆院に提出した。

関西労働者安全センター（大阪市）などがまとめた「労災時効は死日の翌日から5年、治療や休業は翌日から2年、82人は中皮腫や肺癌や肺

**アスベスト
相談で判明体
民
主、救済法
案提出
労災請求82人が時効**

がなんどで、生存は一人だけだった。業種別には、▽石綿製品関連工場16人▽造船10人▽保温工場▽電力・電気3人▽鉄道車両製造3人▽運輸3人——など。
石綿関連がんの潜伏期間は20～50年で、発症と石綿との関連の相談が増えたことは、国などによる時効ケースの相談が増えたこと。報道をきっかけに石綿の問題に気付いたことは、国などによる時効ケースについて、「美濃把握を進めつつ、検討する」とした。同センターは「請求権を止めるため、労働基準監督署に走って届け出で

いる。国は早急に対応すべきだと訴えている。相談は中皮腫・じん肺・アスベストセンター（03・5627・6007）、「関西労働者安全センター」（06・6943・1527）、「神奈川労災職業病センター」（045・573・4289）。【大島秀利】

トがんに対しては、時効を適用しないように再三再四申し入れてきたが、厚労省は「周知徹底をおこなう。時効は適用する。」と何ら対応を取ってこなかった。政府の怠慢こそが、労災時効多発の最大の原因である。

今後のことを考えれば、この機会に、労災保険法における時効規定を撤廃して、時効なき救済を行うことにはすればそれで済むことである。しかし、厚労省はそれをやりたくないばかりに、石綿新法での実に中途半端な対策を行おうとしている。

それが「遺族特別給付金」である。

労災保険法の時効規定では、療養・休業補償は療養・休業を要した日の翌日から2年以内、葬祭料は死亡の翌日から2年以内、遺族補償は死亡の翌日から5年以内に請求しない場合は、時効で請求権が消滅する。

療養・休業については、1日ごとに時効になるため、療養開始から2年以上経っている場合は、請求時点からさかのぼり2年分しか請求権がないということになる。

つまり、死亡後2年を超えた時点で労災請求をしても、遺族補償しかもらえない。

石綿新法の遺族特別支給金は、遺族補償すら時効になってしまった遺族に対してのみの救済策として計画されていて、今のところ、支給額は、年240万円程度と伝えられている。

しかも時効はなくならない

すぐわかるように、遺族補償の部分だけ

の救済なので、表の通り、本来、もらえていたはずの各種の給付は一切救済されない。

さらに問題なのは、現在請求されてきている案件における時効分についても同様であることである。

遺族補償はかろうじて間に合っても、他の給付については時効でだめだった（いわゆる、一部時効）というケースは実に多い。

6月以降、全国の労基署には中皮腫・肺ガンをはじめアスベスト疾患の労災請求が文字通り殺到しており、労基署によっては担当者が「数え切れない」とため息まじりにこぼすほどになっていて、請求件数は前年比でもおそらく数倍になろう。

したがって、一部時効に該当するケースもこれまでになく膨大になっているはずだが、こうした一部時効事案についてはまったく救済しないというのが、現在の厚生労働省の姿勢である。

のど元過ぎれば、みんな忘れるだろうとかをくくっているとしか思えない。

ネコババは続くのか

過去、時効で切り捨てられてきた件数は数知れず、つまり、労災認定件数が少なかつた主な原因の一つだったのである。「時効ネコババ」厚労省丸儲け、といえる。

いま、政府・厚労省は、遺族特別給付金によって「救済」したかに見せておいて、裏では、時効規定を温存し、過去・現在・未来を通じて、一部時効分の救済を行わないでおこうとしている。今後も「時効ネコババ」を続ける、というのが政府、厚労省の意図であ

る。

こんなことが許される訳がな
かろう。

もともと、労災保険法も想定
していなかったような「超」遅
発性疾病がアスベストがんであ
る。

これを機会に時効規定は撤廃
されなければならない。

低平均賃金問題も露呈

「遺族特別給付金」が年額2
40万円程度になりそうだとい
うことが明らかになって、改め
て浮き彫りになったのが、既存
の労災受給者の中に、たとえ
ば、労災年金額がこの240万
円に遠く及ばない方が多くいる
という問題である。

若年で石綿曝露し、その後に
他の職業に就いていた人が、壮
年期以降に突如、中皮腫を発症
し、労災申請した場合、若年時の
年齢水準の賃金をベースとし
た平均賃金決定がなされてしま
うため、病気になった時点での
収入をはるかに下回る補償しか
受けられていないケースが多く
ある。

これが労災の転落事故なら、
今の収入を基準とした補償とな
るのに、中皮腫だとそうはなら
ないというのは、被害者にすれ

アスベスト（石綿）による中皮腫で死亡した労災認定患者の遺族の補
償額が、石綿救済新法（案）が対象とする、時効のため労災補償を受けら
れなかつた遺族への給付額より少くなるケースが出ることが分かった。
時効の患者遺族には一律、年間240万円が給付される見込みだが、労災
補償は石綿関連産業に従事していた最終年齢を基に算定され、若い時に離
職した患者の補償額が極めて少額のため、患者支援団体は15日、厚生労働
省などに労災補償制度を抜本的に見直すよう申し入れた。
労災補償は、患者が死すれば一切の請求権が消
亡した翌日から5年経過一滅する。中皮腫患者は、
石綿との関係などが知ら
れてこなかつたため、

石綿・労災補償

遺族
支給

若年で離職なら

新法より低額ケースも

転じその後も格差は開
く一方になる。千代米さ
んは「これでは労災補償
を返上した方がいいのか
検討したい」と困惑して
いる。

患者支援団体「関西労
働者安全センター」（大
阪市）によると、片山さ
んと同様、20歳前後の年
齢を基礎にして補償の算
定をされている人が複数
いる。

時効になるケースが続出
し、新法で救済すること
になった。
ところが、中皮腫の潜
伏期間は30～50年長い
ため、若い時に離職した
患者の労災補償は、発病
時刻になるケースが多い。
年ごとに施行されるごと
く、98年に51歳で死亡した
福井県の元電気工、片山
敏彦さんの場合は、20歳
で離職。労災認定され、妻
の千代米さん（57）には3
00万円の一時金と98
年分から毎年約100万
円の遺族年金が支給され
ている。しかし新法が06
年に施行されるごとく、
長は「現行の労災補償の
度の見直しを申し入れた
同センターの片岡明彦次
長は「現行の労災補償の
欠陥が鮮明になった。労
災による本人や家族の損
失の実態を見ていないか
ら、こういったことが起
る。そもそも時効がある
こと」がおかしい」と訴え

これに対し厚労省労災
管理課は「新法は、現行
の労災補償の代表的ケ
ースを参考に」、時効の救済
を考慮した総合的にみて、
逆転現象が生じないよう
検討している」と説明し
ている。「大臣発表」

2005年12月15日 毎日新聞

ばまったく理解できない。「そういう仕組みなんです」と厚労省は説明してきたが、これは、その仕組みの方がおかしいのである。

もともとあったこの矛盾が、「時効救済の人の方が、たくさん給付を受けることになる」ことがわかつたために、一挙に表面化することになった。

アスベスト労災被害者における、低すぎる平均賃金問題である。

12月15日に行われた患者と家族の会などとの省庁交渉でも、この問題が大きく取り上げられ、担当者は困惑しながら「検討します」と言い残して会場をあとにしている。

労災隠しの温床に

たとえば、中皮腫は80%が職業曝露だとされている。したがって、労災補償の対象にならない職業曝露を差し引いても、少なくとも7割は労災補償が適用されるはずである。

つまり、労災以外の中皮腫の救済を石綿新法で行うとなった場合、申請受付の

49歳の補償

アスベスト（石綿）製品の生産に従事して32年後に石綿関連がんの中皮腫（ちゅうひしゅ）にかかった大阪市の会社員、池田敏美さん（40）が、作業に従事していた16歳の賃金水準などを基に労災の休業補償を算定されていたことが分かった。労災補償制度が、石綿を吸ってから20～60年後

に発症する中皮腫などを想定していないためとみられ、他の労災に比べて支給額は極めて低くなる。池田さんの場合、現在の給与水準の約半分にしかならず、2度にわたって厚生労働相に不服を申し立てている。中皮腫患者の急増に伴い今後同様の訴えが増えそうだ。

【大島秀利】

大阪 収入半減 不服申し立て

池田さんは71年3月から、耐火材メーカー「ニチアス」（旧日本アスベスト）の玉寺工場（奈良県王寺町）で社員として石綿製品を製造。危険を告げられ、息苦しさなどからマスクをしないまま素手で石綿をほぐす作業を続けた。体がチクチクするなどしたため72年7月に退職した。

その後大阪市の会社で働き、月収が28万～29万円あつたが、昨年4月に悪性胸膜中皮腫と診断を受け、休業した。

休業補償は平均賃金の約8割を支給されるが、労災保険法などの関連規則は、石綿暴露した最終職場の年齢や職種などを基

に算定すると定めている。

このため葛城労基署は池田

さんが72年に16歳だったことを考慮して、月額約12万円と

算定。池田さんが「今休業して

いるのにおかしい」と行政不服審査を求めたところ、奈良労働局は今年8月、現在のニチアス

の給与手当などを考慮して算定

を一部やり直した。

ところが、支給額は依然約15

万円と低いため、池田さんは再

審査を申し立てた。

池田さんは「収入の約半分の

補償で妻と2歳の娘をどう養え

ばいいのか。16歳で計算するな

ら、30年前の体を返してくれ

だ。

元行田（埼玉）労基署長で、

全国労働安全衛生センター連結会議顧問の井上清さんによると、この間連規則では潜伏期間が30年を超えるようなんがん患者を

救いきれないことを示す事例

だ。発症した年齢の石綿職場労働者の平均賃金を基に算定するよう関連法令を改正するべき

16歳で算定

ヒドく石綿関連番組を見ると、病気と結び付けるように「パパ、ごろん、ねんね」としゃべるといふ。

池田さんは「娘のラングセル姿を見たい」と補償の見直しとともに延命治療薬の開発を持ち望んでいる。

元行田（埼玉）労基署長で、全国労働安全衛生センター連結会議顧問の井上清さんによると、この間連規則では潜伏期間が30

2005年11月7日 每日新聞

段階での労災事案の把握が綿密に行われなければ、石綿新法に労災事案が流れ込んでしまい、労災かくしの温床になりかねないという懸念がある。

大綱をみると、保健所で受け付け、環境再生保全機構で審査するとなっている。アスベスト労災の実務に全く経験のない保健所や環境再生保全機構が「労災事案の綿密な把握」を行う能力があるとは思えないで、このままでは懸念は現実のものになりそうである。

省庁交渉でこれらの点を問い合わせたが、環境省の担当者はそうした批判を予想するらしていなかつたようで、これもまた今後の課題となつた。

中皮腫協議事案の早期処理を

中皮腫で労災請求されているものの中で、アスベスト曝露歴が明らかであるにもかかわらず、アスベスト関連所見（石綿肺、胸膜プラーク、石綿小体、石綿纖維）が認められていかない事案は、すべて本省協議事案とされている。受け付けて調査をすすめた労基署から資料が厚生労働省にあげられているのである。これが今、相当な数にのぼっている。

石綿新法における中皮腫、肺ガンの救済のための認定基準を設定するに際して、労災認定基準と同じものにしなければ混乱が起きる、特に中皮腫は、アスベスト曝露が明らかであればアスベスト関連所見の有無にこだわらず認定するべきだという被害者側の強い要請がある。「療養中の患者や家族に

解剖を強要するようなことをするな。死亡診断書しかない遺族の場合、どうするのか。」ということである。また、労災認定基準が新法の認定基準より厳格だと、労災事案がどんどん新法に流れるということにもなってしまう。

そうした声を聞いた尾辻前厚労大臣は「中皮腫はすべて救済。労災認定基準も変更する。」と明言し、現在、「石綿による健康被害に係る医学的判断に関する検討会」が開催されている。

11月16日の第1回会合では、中皮腫については認定基準からアスベスト関連所見の要件をはずす方向が確認された。にもかかわらず今回の省庁交渉で厚労省担当者が「認定基準の変更は3月末をめどにしている」と回答したため、たいへん紛糾した。

「検討会の方向は固まっている。中皮腫の本省協議事案について、認定基準の変更を待たなくとも、協議の中で処理できるではないか、即刻、業務上認定せよ」という声が集中したのである。

結局、厚労省担当者は「1週間で検討して回答する」と言って帰って行った。

問題だらけの石綿新法

1月の通常国会での成立を予定して政府は作業を進めているが、我々としてはさらに法案の問題点を明らかにしながら、すべてのアスベスト被害の差別のない救済を実現するべく、取り組みを強化していきたい。

読者の皆さんのご注目とご協力をお願いします。

クボタ・アスベスト公害 謝罪と補償へ、一步前進

12月25日、尼崎市内でクボタ・幡掛社長らは患者・家族との会合に出席し、社長は、周辺住民の健康被害とクボタ旧神崎工場から飛散した石綿との因果関係について、「・・・調査した範囲では、旧神崎工場における石綿の取り扱いが、すでにお見舞い金、弔慰金をお支払いした方々の原因であると現段階で特定するだけの根拠を見いだすには至っておりません。一方で旧神崎工場からの石綿が全く飛散していなかったとは言い切れず、周辺住民の方々にご迷惑をおかけした可能性は否定できないと考えております。」と述べた。因果関係は未だ明らかでないとする立場は崩さなかったものの、その可能性は否定できないとし、司法の場での争いを避けて、新たな被害者対策制度を実施したい考えであることを表明した（次頁新聞記事参照）。

「道義的責任」という言葉を使いながらも社長らは患者側に対して頭を下げて謝罪した。

4月の石綿新法のスタートに合わせて、見舞金・弔慰金よりもさらに踏み込んだ「補償」制度を実施するために患者、支援団体と協議することであった。

会場からの「社員と周辺住民との差はど

う考えておられるんですか」という質問に對して、幡掛社長は「全く差があるとは思つておりません。」と言明し、社員と差のない取り扱いをすることを約束した。

多くの被害、車谷典男奈良医科大学教授らの疫学調査で明らかにされた因果関係、患者側の「謝罪と補償」の要求、目の当たりにしたクボタ側の今回の対応によって、事態はようやく一步前進することになった。

補償の内容と水準、被害の範囲と対象疾患をめぐって様々な紆余曲折が予想されるが、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会尼崎支部、尼崎労働者安全衛生センター、当センターは、患者・家族とともに十分な補償と今後の対策を実現するため最大限の努力をしていくことにしている。



異例の早期決断



被害者らへの謝罪を終え、会見する幡掛大輔・クボタ社長(左から2人目)=兵庫県尼崎市で25日午後5時45分、三村政司写す

クボタ住民に石綿補償

「クボタ(本社・大阪市)が25日、「補償」に向けて工場から飛散したアスベスト(石綿)が原因で

健康被害が生じた可能性が否定できなくなったことが挙げられる。日本の公害問題は、これまで裁判がなかなか終わらず補償が遅れる悲劇の歴史を繰り返してきただけに、専門家は、クボタの動きを評価している。被害者の側に立った内容での早期決着が期待される。(大島秀利 宇城昇 河内敏康)

過去の公害「判決待ち」で悲劇拡大

「見舞金制度」代わり、さらに踏み込んだ新たな対策を検討する。同社の幡掛大輔社長はこう説明した。旧神崎工場周辺住民の中皮腫患者や遺族に「補償」を表明した瞬間だ。

訴訟を起こされた前に企業が自ら責任を認め謝罪し、補償する。日本公害史上初めてまでまるで意義深い

大木野茂教授(環境学)は「うなづける。日本の公害の原点とも言われる水俣病(→)が6年で公式発見の場合、児童が「(チツコ工場の排水の)有機水銀中毒が原因」とする説を発表し

たが、チツコは否定した。国が因果関係を認めたのは68年で、チツコが被害者と

59年に熊本大医学部の研究班が「(チツコ工場の

排水の)有機水銀中毒が原因」としての説を採用した。

木野教授は「裁判の判断を待つ」と解説までに時間がかかり、被害者が生きていたことが明らかに

6月30日 中皮腫患者3人に見舞金200万円。謝罪はせず

11月23日 奈良県立医科大学の教授らが疫学調査で神崎工場の青石綿飛散が周辺の中皮腫発症の原因と推定。女性の死亡率は全国平均の18倍

11月29日 政府の石綿被害救済新法案の大綱固まる。見舞金、弔慰金の支給46人に(請求は70人)

12月22日 患者・遺族に道義的な責任認め陳謝、補償要望に応えることを約束

1954~95年 旧神崎工場で石綿製品を製造(57~75年青石綿使用)

1986年 社員の中皮腫が初めて判明し労災認定

2005年 4月26日 幹部と、工場周辺の中皮腫患者3人が対面毎日新聞の報道で、社員579人が石綿関連死し、周辺住民5人も中皮腫を発症していたことが明らかに

6月29日 中皮腫患者3人に見舞金200万円。謝罪はせず

11月23日 奈良県立医科大学の教授らが疫学調査で神崎工場の青石綿飛散が周辺の中皮腫発症の原因と推定。女性の死亡率は全国平均の18倍

11月29日 政府の石綿被害救済新法案の大綱固まる。見舞金、弔慰金の支給46人に(請求は70人)

12月22日 患者・遺族に道義的な責任認め陳謝、補償要望に応えることを約束

疫学調査が決め手に

旧神崎工場が、最も毒性の強い青石綿を使用していったのは57~75年。奈良県立医科大学の東谷典男教授(環境医学)はこの時期に、工場周辺に居住する一般住民を調査した。その結果、工場から半径200㍍の青石綿による死率は、女性が全国平均の約18倍、男性も約10倍以上に上がることが判明した。

こうしたことから「工場から飛散した青石綿が、中皮腫発生の原因と

推定される」と結論付けた。特に、女性が高率で発症していることは、工場近隣の中皮腫患者

が、中皮腫発生の原因と

これが、中皮腫発生の原因と

これが、中皮腫発生の原因と

これが、中皮腫発生の原因と

これが、中皮腫発生の原因と

逆旅には見舞金が弔慰金200万円を支払うことにまとまっている。これに対し、社内の石綿被害者は

受け取るところだった。外と内のギャップ」を埋めることが今後の補償交渉の焦点になる。

これが、中皮腫発生の原因と

これが、中皮腫発生の原因と

これが、中皮腫発生の原因と

これが、中皮腫発生の原因と

これが、中皮腫発生の原因と

これが、中皮腫発生の原因と

クローズアップ
2005

野教授は「過去の公害で同じ道を歩まないためにも、他の企業もクボタに習うべき」と指摘。国についても「有害な石綿の規制を怠り、企業の石綿使用を放置してきた責任がある。所持

苦しい多くの患者や家族を生きているうちに救済できる点で非常に画期的大」と指摘する。

他の石綿関連企業へ

用したり、被害の実態

調査を率先して実施する

ことで、企業をしっかりと指導すべきだ」と強調

する。

わかりやすく とりくみやすい 労働安全衛生マネジメントシステム

'06 プライムシステム連続講座

財団法人労働科学研究所 教育・国際協力センター

労働安全衛生マネジメントシステムは難しいものではありません。また、難しく考えるものでもありません。出来ることから始めましょう。ここに世界で一番理解しやすく、取り組みやすい労働安全衛生マネジメントシステムであるプライムシステムがあります。このプライムシステムに取り組み、労働安全衛生のパフォーマンスの確実な向上に取り組みましょう。

この講座の3つの特徴

各事業場での実践に対して
フィードバックをおこなう
トレーニングです。

現場中心のトレーニングと
参加型の講習会が中心です。

プライムシステムにより、
効果的な労働安全衛生マネ
ジメントシステムの構築を
目指します。

6ヶ月を通して
自らの職場で実際に
マネジメントシステムを構築
する文字どおり実践型の講座で
す。インターバル期間の自社での
実践を講習会で発表し、他の参加
者や講師からの意見を聴き、自社
の実践に反映させます。これが
実践フィードバックトレーニ
ングです。

実際のモデル職場
でリスクアセスメント等を行
い、参加者の現場観察力と、改
善提案をする能力を養います。そ
の能力は、この講習会が終了して
も必ずあなたの職場を改善する
原動力となります。

判りやすさと取
り組みやすさを重視し
た、労働安全衛生マネジメ
ントシステムであるプライム
システムを効果的な手順により
取り組みます。講座の最終点で、
あなたの会社にオンライン一
つの労働安全衛生マネジメント
システムの原型を作ることを
目標としています。

プライムシステム (www.prime-osh.com) の特徴

簡単で分かりやすい規格です。

1 プライムシステムの中心である規格Prime-OHS21は、非常に簡素に分かり易く書かれています。
誰でも読めて、誰でも理解できます。労働安全衛生担当者が労働安全衛生マネジメントシステムを社
内で説明する時に、会社幹部及び社員への説明が楽になります。規格の理解や説明が困難なために無
駄な労力を使う必要が無く、導入が楽になります。
プライムシステムでは、効果的な構築手順が示されており、無駄なく無理なく労働安全衛生マネジメ
ントシステムの構築が出来ます。

認証を必要としません。

2 外部認証を必要としません。労働者と事業者の合意があれば労働安全衛生マネジメントシステムは成
立します。労働安全衛生のパフォーマンス向上のために必要な最低限の労働安全衛生マネジメント規
格です。外部認証のために無駄な労力を使うよりも事業者と労働者が協調して労働安全衛生活動を展
開し、労働者を中心とする内部監査を重視する活動に重点を置くことがより意義のある活動であると
考えています。

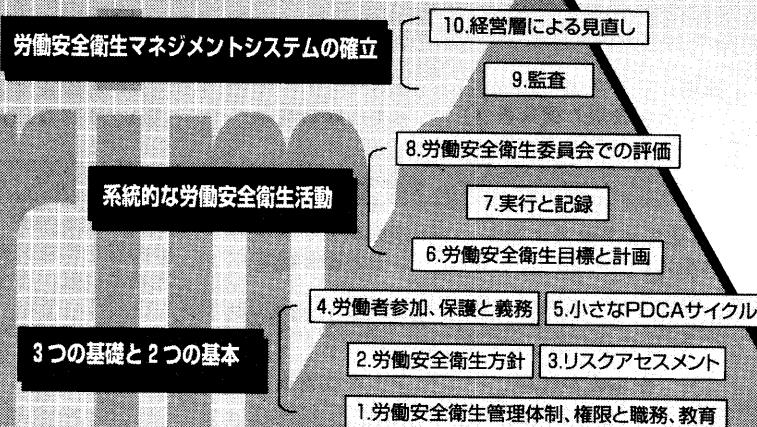
基本書式をデジタルデータでご提供致します。

3 すでに完成した書式の一部をデジタルデータでお渡しします。そのために文書作成の無駄な労力や費用
が削減できます。

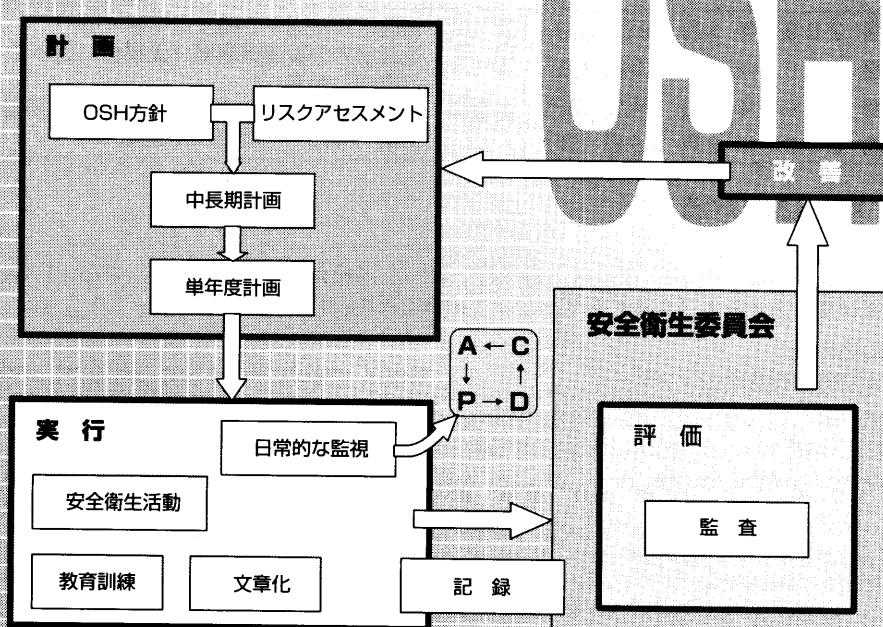
次につながる規格です。

4 プライムシステムは、労働安全衛生マネジメントシステムの基本的な要求事項から構成されています。
従って、他の規格で認証を希望する企業や組織にとっては、労働安全衛生マネジメントシステム構築
の前段階として使用することが出来ます。もちろん、プライムシステムだけでも労働安全衛生の継続
的な改善を行う事は可能です。この規格に取り組むことに無駄はありません。

プライムシステムの構築手順の概略 (下の方から構築します。)



プライムシステムの概要





各セッションの内容

		自社事例発表	職場学習	講義
事前課題	アクションチェックリストの理解とカスタマイズ 簡素で基本的なリスクアセスメント			
インターバル1ヶ月				
1回	簡単なリスクアセスメント (リスク表現の箇条書き)	リスクアセスメントと改善提案	労働安全衛生の基礎と基本 労働安全管理体制 RA・小さなPDCAサイクル 労働者保護	
インターバル2ヶ月				
2回	リスクアセスメント (リスクアセスメント表)	リスクアセスメントと改善提案	労働安全衛生の系統的な推進 労働安全衛生目標・年間計画 実施と記録・安全衛生委員会	
インターバル2ヶ月				
3回	リスクアセスメント から改善計画	リスクアセスメントと改善提案	OSHMSの確立と更なる改善 監査と改善	
インターバル2ヶ月				
4回	自社事例発表会と反省会			



講師 木田哲二 労働衛生コンサルタント事務所プライム代表・医師
伊藤昭好 産業医科大学 産業保健学部教授



講座の開催日程

第1回 2006年3月 9日(金)	時 間	各回とも午前10時より午後4時
第2回 2006年5月 19日(金)	場 所	近畿地方の製造業職場(受講者に改めてご案内します。)
第3回 2006年7月 14日(金)	受講料	1事業場当り186,000円(各事業場、 労使1名ずつの参加を原則とします。)
第4回 2006年9月 8日(金)		



申し込み方法

①事業場名 ②参加者氏名と役職名(労使各1名) ③連絡先(事業場所在地、電話、FAX番号及び電子メールアドレス)を下記までご連絡ください。

◆申し込み先

連合大阪労働安全衛生センター

電話(06)6949-1105 FAX.(06)6944-0055(担当:西野)

〒540-0031 大阪市中央区北浜東3-14エル・おおさか11階

E-mail:m-nishino@rengo-osaka.gr.jp

財団法人 労働科学研究所 教育・国際協力センター

電話(044)977-4390 FAX.(044)976-8190

〒216-8501 神奈川県川崎市宮前区菅生2-8-14

◆申し込み期限 2月24日までにお申し込みください。

※プライムシステムは、2005年の第78回日本産業衛生学会、ILO世界会議等で発表されている日本や世界に発表された労働安全衛生マネジメントシステムであり、JICAの集団研修でも紹介されました。

【注意】この講習会は、プライムシステムの細部にわたる完全な構築を約束するものではありません。

個別指導をご希望になる場合は別途料金にてお引き受けいたします。

アスベスト報道ダイジェスト 2005年12月

12/1 オランダのジェームズハーディー・インダストリーズは子会社が製造した建材に含まれていたアスベストによる国内の健康被害者に、今後40年間にわたり総額15億豪ドルの補償金を支払う。対象は、建設作業した元作業員ら。

12/2 札幌市ふれあい会館のアスベスト除去工事で、工事受注業者が市条例による届出なしに工事。市は工事中止を命令し、施設の利用を休止。

新日本石油はグループ18社を対象にアスベストの建物調査をした結果、80年以前に建設の製油所や油槽所の150カ所で使われていたと発表、来年度末までに完全撤去する。

12/3 フランスで11月30日、アスベストを死因と認める損害賠償の2審判決があり、「人災」との認識が確定しつつある。スサンヌ・ディアヌーさんの夫マークさんは40年近くボイラー製造会社で設備技師として働き、99年に71歳で病死。肺からアスベストが検出された。死後、パリ大学ジョシュア校でアスベスト建築資材の使用が問題となり、会社側に損害賠償を提訴。1審勝訴後、会社側が控訴した2審でも勝訴が確定した。

12/4 全国有数のアスベスト輸入港だった神戸港で、荷役作業に従事した海運・倉庫会社の元社員対象のアンケート調査の結果、1人が肺がんで死亡、37人が肺がんや中皮腫などだった。

アスベスト対策を進める法律の制定や被害者全員の救済を求め、石綿関連疾患の患者や家族ら25人が、札幌市中央区で署名活動を行った。

12/5 日本経団連は政府の「石綿による健康被害の救済に関する法律案大綱」に対する要望をまとめた。全事業者による費用負担に反対している。

西日本鉄道は、昨年3月に死亡した福岡県久留米市内の元同社整備士男性が、久留米労働基準監督署から中皮腫で労災認定を受けたと発表。男性は1942年から64年ごろにかけ、同社久留米工場などで、石綿製バス部品の交換を含む車両整備に従事。退職後の2003年10月中皮腫と診断。

12/6 自民、公明両党の国会議員でつくる「与党アスベスト対策PT」の会合が開かれ、労災補償対象外の被害者遺族に対し、特別遺族弔慰金280万円、葬祭料20万円の計300万円などとし合意。

消防庁は全国の消防団員約91万人と退職者を対象にした健康調査で、1995年7月から今年7月までの10年間に、17人が中皮腫を発症し、うち15人が死亡していたと発表した。

悪性中皮腫で夫を亡くし、労災申請から1年半たっても認定されていない桐山いく江さんと猪頭咲子さんが記者会見し、「厚生労働省は、アスベスト被害者や遺族の苦痛を長引かせることなく、迅速に認定してほしい」と訴えた。

12/7 沖縄労働安全衛生センターは、那覇市でアスベスト対策基本法を求める署名活動をした。

長年、水道施設工事などに従事し、中皮腫と診断され左肺を摘出した朝来市の男性が、役所で記者会見、「私は個人事業主で労災の対象外。政

府に対し労災と同等の補償を」と要望する。

12/8 悪性中皮腫を患い、今年10月に神奈川県の労基署に労災申請中の沖縄県本島北部に住む男性が死亡。終戦後、男性は東京や神奈川を中心に約30年間建築関連の労務作業に従事。

12/9 厚生労働省は医薬品や医療機器へのアスベストの使用実態調査の結果を公表、69社が製造していた115製品で使用が確認されたが、健康被害の可能性はなく、すでに製造中止となっている。

12/10 政府は公共施設で使われているアスベストの除去について、05年度補正予算で対応する。施設改修費の一部を補助するもので、対象施設は全国約8000カ所、補正額は1800億円程度となる見通し。アスベスト被害者への救済費とともに、補正予算案を来年の通常国会冒頭に提出する。

全国労働安全衛生センター連絡会議によるアスベスト被害電話相談2日目、沖縄労働安全衛生センターに22件の相談があり、うち死亡の元基地従業員3人が中皮腫と診断されていた。2日間の相談計37件のうち、深刻な10件については、労災申請も視野に再度調査を進める。

12/11 國土交通省の社会資本整備審議会アスベスト対策部会は、建築基準法で吹き付けアスベストやアスベスト含有繊維の使用を禁じ、既存の建物の増改築時の除去などを義務付けるよう求める提言書をまとめた。國交省はこれを受け、来年の通常国会に同法改正案を提出する。

環境省は今後、石綿を高温で溶かす無害化処理を推進する。国が民間の処理施設の設置や営業などを認定する制度の創設を盛り込んだ廃棄物処理法改正案を来年の通常国会に提出する。

大阪・泉南地域の石綿産業に従事した労働者や周辺住民、約100人の健康診断で、石綿産業従事者の55%、周辺住民の33%に石綿肺の所見が認められたことがわかった。泉南地域の石綿被害と市民の会、大阪じん肺アスベスト弁護団、大阪民主医療機関連合会の独自の調査。府に石綿工場の立地状況や疫学調査を申し入れた。

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会関西支部とひょうご支部などが、兵庫県芦屋市で被害者を集めた会議を開き、労災申請や治療の問題点について意見交換した。患者や家族、遺族ら30人以上が参加。

12/13 横須賀中央診療所の名取雄司医師らが、「アスベスト危険度診断」を出版。

12/14 政府は、アスベスト対策に絡む関連4法を改正する方針を固めた。廃棄物処理法、大気汚染防止法、地方財政法、建築基準法で、今月末に関係閣僚会議を開き決定する見通し。来年の通常国会に提出し、06年度からの施行を目指す。

12/15 政府のアスベスト対策について、中皮腫・じん肺・アスベストセンターや患者団体は、環境、厚生労働など関係省庁に住民の遺族への給付金増額や学校校舎の吹き付け石綿を早急に除去することなどを要望。名取代表は「新法は共同募金。国

の責任を明確にすべき」と批判。

尼崎市が8月から始めた中皮腫検診で、受診した市民ら約600人のうち28人に胸膜肥厚などの症状が出ていることが分かった。

自民、公明両党が午後発表する2006年度税制改正大綱の最終案が明らかになり、アスベスト対策として、産廃処理業者がアスベスト処理施設などを造った場合に法人税を軽減する措置を新たに盛り込んだ。

政府は事務次官会議で、アスベストが使われている建物の解体などの際、届け出を義務付けている建物の規模要件を撤廃する大気汚染防止法施行令の改正案を内定。16日の閣議で正式決定し、来年3月1日に施行する。

12/16 厚生労働省は、アスベストに関する健康管理方法などをまとめた報告書案を専門家会議に示し、あおむね了承された。また、今後の対策として、中皮腫症例の登録制度の創設を挙げた。来年2月に正式決定する。

12/17 アスベスト健康被害の救済新法や解体工事での飛散防止方法を議論する東京弁護士会主催のシンポジウムが東京都内で開かれ、市民団体メンバーや弁護士ら計100人が参加。

大旺建設が、アスベストとフロンガスを同時に無害化する画期的な処理方法、フロン分解技術を開発、現在、特許を申請中で、事業化に向けて準備を進めている。

12/19 国土交通省のまとめで吹き付けアスベストが露出する民間建築物が全国で1万3099棟にのぼることがわかった。都道府県別では、大阪1686、愛知1250、福岡711、兵庫584、静岡572、北海道533、神奈川503の順。

沖縄労働安全衛生センターが17日に実施したアスベストの健康被害に関する個別相談で、相談のあった11件のうち、6件が労災申請の手続きを取ることになった。すべて元基地従業員。

二チアス袋井工場は周辺住民を対象に実施した健康診断結果をまとめ、胸部レントゲン撮影をした321人のうち19人が再検査。5人は経過観察が必要と診断されたが中皮腫などの治療を必要とする患者は見つかなかった。

12/20 今年度の補正予算案でアスベスト対策費で1805億円が計上され、うち388億円が工場周辺住民被害者救済の基金へ拠出。新年度予算案では、厚生労働省分として102億円を計上、うち84億円は、労災補償時効の労働者の家族への遺族特別給付金。労働基準監督官や認定・給付に当たる職員の増員分4億5000万円、ビル解体現場の監督指導費2億円、建設業災害防止協会への業務委託費2億円も認められた。環境省分は約13億円で、石綿廃棄物を高温処理する技術や飛散防止技術の開発支援に3億円。経済産業省分では、石綿製品の代替品開発促進に2億4000万円が計上された。

12/21 大阪府は60歳代の男性職員が石綿肺と診断され、公務災害を申請したと発表。職員は出先機関のボイラー室周辺で勤務していて、府が吹き付けの封じ込めをした1989年までの15年間、アスベストを吸った可能性がある。

今年10月、アスベストが原因として川崎南

労働基準監督署などに労災の遺族補償の申請をしていた横浜、川崎両市の労働者4人の遺族に16日「時効で却下」との通知が届いた。これを不服として4遺族と神奈川労災職業病センターなどは神奈川労働局と各労基署に抗議。「時効の責任は被災者になく、現行法で補償すべきだ」と主張。

12/22 クボタ旧神崎工場周辺に住み、中皮腫を発症した患者や遺族の被害申請が70件に上った。新たに支払いを受けたのは、中皮腫で47歳から87歳で死亡した19人の周辺住民の遺族と、療養中の男性1人。旧神崎工場のすぐ南に位置するヤンマーの工場の元従業員で、近隣に居住していた男性も含まれる。

アスベスト健康被害を受けた患者や遺族らが、石綿製品の使用・製造の全面禁止などを求め、クボタ本社に近い大阪市中央区で署名活動。

自民、公明両党でつくる「与党アスベスト対策PT」は、石綿被害防止で政府が大気汚染防止法、廃棄物処理法など関連4法の改正を了承。

12/23 クボタ旧神崎工場の周辺住民に中皮腫が相次いでいる問題で、クボタは道義的な責任を認めて患者や遺族らに謝罪したうえ新たな「補償措置」を取る方針を決めた。

12/24 政府は自治体の公共施設の石綿の除去費用を地方債の起債対象とすることを決めた。地方財政法など関係4法の改正案を「石綿による健康、生活環境被害防止整備法案」として、来年1月召集の通常国会に被害者救済法案とセットで提出。

12/25 クボタの幡掛大輔社長は、尼崎市内で「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」と初めて会談し、「石綿が飛散しなかったとは言い切れず、道義的責任を感じあわびする」と謝罪。住民にも「労災が認定された社員と同等」の補償金を表明。併せて石綿疾病の医療研究を支援する基金を創設することを明らかにした。

国土交通省はマンションや1戸建て住宅などの売買、賃貸の契約を結ぶ前に、耐震性とアスベストの使用状況を消費者に説明するよう不動産の販売業者に義務付ける方針を固めた。

12/26 大阪市は西成区の津守下水処理場で機械電気設備の監視・点検などに従事した職員が、胸膜中皮腫で死亡したと発表。職員は石綿が露出した電気室やバーナー室で作業に従事していた。市はOBを含む約1700人の健康調査を始めた。

12/27 アスベスト問題に関する政府の関係閣僚会議が開かれ、被害者救済のための新法や既存施設での石綿除去などの施策などを盛り込んだ「石綿問題総合対策」を閣議決定した。

厚生労働省は11月29日公表のアスベスト飛散の恐れがある公共施設の7カ所を訂正。

国土交通省は国の建築物でのアスベストの使用状況や対策の進み具合をまとめた。アスベスト使用は936棟あり、うち611棟は未対策。

日本自動車工業会はアスベストを含む部品の使用を「96年10月までに国内で全廃」と公表後も、9社が計約164万台に使っていった、と発表。

兵庫県で肺がんや中皮腫の労災保険申請が154件と急増。うち28件が労災認定された。4月から154件で2004年度の26件の6倍。

12月の新聞記事から

- 12/2 茨木労働基準監督署の職員が労災保険の不支給決定通知書1通を紛失したことが分かった。
- 12/5 午後4時15分ごろ、神奈川県津久井町の林道脇の砂防工事現場で、谷に渡したゴンドラで作業中の作業員3人が約70メートル下の谷底に落下。2人が死亡、1人が重傷。ゴンドラは、資材の運搬用で転落を防止する装置がなかった。
- 12/6 美唄市光珠内の「北海道日本油脂」で3月、処理作業中の手りゅう弾が爆発し作業員2人が死傷した事故で、美唄署は同社常務と製造部長、製造課長の3容疑者を業務上過失致死傷容疑で札幌地検岩見沢支部に書類送検した。
- 12/7 午前0時半ごろ、茨城県高萩市の国道6号で、冷凍車が、信号で停車していたトレーラーに追突し、冷凍車の2人が死亡した。
午後4時20分ごろ、愛知県刈谷市の公園で、配管工事のための溝にいた作業員2人が、崩れてきた土砂で生き埋めになり、1人が死亡、1人が意識不明の重体。
- 12/8 神戸市の「神戸花鳥園」はオウム病感染の疑いがある獣医師と飼育担当従業員4人の計5人のうち従業員1人の感染を確認したと発表した。
午後3時半ごろ、中国河北省唐山市の炭鉱で爆発事故があり、54人が死亡、多数が行方不明。
- 12/9 ケミクリア小名浜工場で今年5月起きた火災で、いわき労働基準監督署は同社と同工場長代理兼生産管理部長を安衛法違反（作業主任者選任違反）容疑などで地検いわき支部に書類送検した。第一種圧力容器（反応釜）で化学薬品を製造する作業をした際、第一種圧力容器取扱作業主任者が立ち会っていないかった疑い。
- 12/10 午後6時5分ごろ、埼玉県新座市の新座署栄交番の休憩室で、男性巡査が拳銃で自殺を図り死亡した。
- 12/12 正午ごろ、愛知県豊川市の日立製作所豊川工場で、耐震工事をしていた工務店の作業員3人が一酸化炭素中毒で倒れ病院に搬送された。
夫が自宅で心室細動を起こして突然死したのは長時間労働が原因だとして、電動工具製造大手リヨービの子会社のリヨービ販売福井営業所の所長の妻が、福井労働基準監督署に労災申請。
近鉄バスの元運転手が2003年11月、出張先で急性心不全で死亡したのは過労が原因として、大阪労働局が労災認定したことが分かった。
- 12/13 午前10時ごろ、東京・上野動物園で、オスのアジアゾウを調教中だった飼育係の頭に、ゾウの牙が当たって脳挫傷で重体。
厚生労働省は今月1日、職場での性的嫌がらせによってうつ病などの心の病が起きた場合、労働災害に認定しうる、との見解をまとめ、全国の労働局に通知した。
- 長崎市池島町の池島炭鉱などで働いていた62人の元従業員やその遺族が、三井松島産業などにじん肺の損害賠償を求めた「三井松島じん肺長崎訴訟」で、長崎地裁は時効成立を認めず全員に対して損害賠償の支払いを命じた。
- 11月に彦根市の名神高速道路で日系プラジル人7人が死亡した交通事故を受け、京都労働局は、府内の荷主業者約2000社に労働災害防止の協力を要請した。荷主への緊急要請は異例。
- 12/14 富山県小矢部市の市道で午前6時40分ご

ろ、除雪の委託を受けた建設会社の社員が、除雪作業中のブルドーザーの下敷きになって死亡。ほか、大雪のため除雪作業中2人が事故で死亡。

仙台市立中学の教諭が1998年に自殺したのは、「全国中学校バドミントン大会」の事務局総務部長として準備などに追われたのが原因として、教諭の妻が地方公務員災害補償基金宮城県支部に公務災害認定を求め、仙台地裁に提訴した。

精神性疾患で昨年度に休職した全国の公立小中高校などの教員は3559人で、1979年の集計開始以来最多となった。精神性疾患による休職者は前年度比365人増。

12/15 大津労働基準監督署は、労働安全衛生法違反の疑いで、栗東市御園の「ヤマモト電気商会」と社長を書類送検した。9月14日に栗東市の金属加工工場で、同社社員が感電死した際、充電部分に絶縁用防具を装着せず、社員に保護具を着用させていなかっただけだ。

12/19 午前8時5分ごろ、姫路市の菅生川でパワーショベルが転落し、重機回送業の従業員が下敷きになって死亡。

午前9時半ごろ、熊本市の市東部環境工場で、ゴミを投入しようとした収集車が、ピットに転落しおかげで宙づり状態になった。収集車を運転していた男性が車から飛び降り左足を骨折した。

12/20 国が適切な指導を怠ったため、タクシーの禁煙化が進まず、受動喫煙で健康被害を受けたなどとして、首都圏のタクシー運転手と利用者26人が国に賠償を求めた訴訟の判決が東京地裁であつた。判決は請求は棄却したが「タクシー内は全面禁煙化が望ましい」と述べた。

盛岡市のインドレストラン「マドゥバン」でネパール人従業員など計3人が、頭痛や嘔吐など一酸化炭素中毒で病院に搬送された。

12/24 午前9時ごろ、福井県大野市の国道158号沿いの山腹で雪崩が起き、雪崩防止柵の取り付け作業をしていた建設作業員が巻き込まれ、約12メートル落下し、骨折などの重傷。

12/25 午後7時14分ごろ山形県庄内町のJR羽越線で、秋田発新潟行き特急「いなほ14号」が突風であおられ脱線、転覆した。乗客5人が死亡、運転士を含む33人が負傷。

12/27 十和田労働基準監督署は、2002年3月に第一ブロイラーの百石工場長が急性心筋梗塞で死亡したのは、勤務時間外労働が増えたことなどによる労災と認定した。

12/28 札幌市南区の豊羽鉱山で働き、じん肺を発症した作業員らが、新日鉱ホールディングスなど計3社を相手取り、賠償を求める訴訟は札幌地裁で和解が成立した。

丸亀市の「今治造船」丸亀事業本部丸亀工場で昨年8月、建造中の運搬船で爆発が起き、作業員4人が死傷した事故で、丸亀区検は同工場の安全管理責任者の副工場長ら5人を業務上過失致死傷などの罪で、同社と下請け業者2社を労働安全衛生法違反の罪で丸亀簡裁に略式起訴した。また、多度津町の常石造船多度津工場で昨年10月、建造中の貨物船内で爆発、4人が死傷した事故で、下請けの塗装会社を労働安全衛生法違反の罪で略式起訴。

腰痛予防に腰部保護ベルト - 宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパー・リリーフ) NEW! Relief インナータイプ

腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパー・リリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。



種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL	
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウェスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	DR-1L	黒/白	ウェスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief	兼用	Super Relief - (ツートン)	グレー・ブルー 骨盤回り	ウェスト 64-72	65-85 70-88	85-100 85-102	100-110 100-112	100-112	-

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。

■パンフレットあります。関西労働者安全センターTEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278迄

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金は郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部	200円
年間定期購読料(送料込み)	1部 3,000円
"	2部 4,800円
"	3部以上は、1部につき2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には 1部無料配布。2部以上は1部150円増

Culture & Communication

—封筒・伝票からパッケージ・美術印刷—



株式
会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号

TEL.06(6551)6854 FAX.06(6551)1259